

公共サービス改革条例の制定と窓口業務の市場化テスト

宮城県丸森町総務課

条例について

1 公共サービス改革条例を制定するに至った理由
(第三者機関設置条例としなかった理由)

丸森町では、丸森町役場の7出張所において戸籍除籍の謄本等、住民票の写し、印鑑登録証明書及び納税証明書その他諸証明の交付の請求の受理及び当該請求に係る証明書の交付(以下「証明書等に関する事務」という。)を行い、地域住民の利便性の確保並びに住民サービスの維持に取り組んできました。

現在、行政改革の一環として出張所のあり方を検討しており、平成21年からは出張所に正職員が常駐しないことを予定しているため、従来、7出張所で行っていた証明書等に関する事務を本庁のみの取扱いとするといった窓口サービスの低下を招かないようにするため、公共サービス改革法の活用を検討し、条例を制定することにしました。

ここで課題となったのが、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(以下「法」という。)では、自治体では官民競争入札又は民間競争入札(以下「市場化テスト」という。)の対象が特定公共サービス(法第34条に規定する窓口6業務)に限定されており、窓口6業務以外の自治体の公共サービスの業務については、法の第2条第4項第1号には含まれないため、法に基づく市場化テストの対象ではない以上、第三者機関設置条例では、自治体の特定公共サービス以外の業務については、法のメリットが利用できなくなってしまうのではないかという点でした。

地方公共団体が、法に規定する特定公共サービスとそれ以外の業務を一体として市場化テストを実施し、同一主体に業務を行わせるためには、内閣府公共サービスの改革HP(<http://www5.cao.go.jp/koukyo/index.html>)のFAQの6頁及び9頁に「(抜粋)特定公共サービスについては、本法に基づく手続きにより、特定公共サービス以外の業務については、本法の手続を条例・規則等に規定することにより、特定公共サービスとそれ以外の業務を併せて官民競争入札等を実施することができます。」とあることから、法の手続きを条例・規則等に規定する形での条例制定をすることとし、公共サー

ビス改革法の趣旨を踏まえ、競争原理を働かせることによる公共サービスの見直しを行い、順次、可能なものについては、市場化テストの実施に取り組んでいくこととしました。

2 条例案作成にあたって、検討した課題

条例案作成にあたっては、庁内職員 9 名による市場化テスト導入プロジェクトチームを設置し、下記の課題について検討を重ねました。

条例の形態について

前提として、特定公共サービスに加えて、自治体の特定公共サービス以外の業務も市場化テストを行う考えに基づき、条例に、特定公共サービスを想定した条項を入れることとしました。

法の適用がある特定公共サービスは、法の手続きに従って市場化テストを行い、業務を委託することとなるため、特定公共サービスを含めた条例を制定する場合には、規定内容が全く同じであっても、規定が重複し、手続き上の疑義が生じるため、特に報告徴収の際及び罰則適用の際には混乱が生じかねないので、下記 3 点について関係を整理し規定しました。

「定義」に特定公共サービスを含め、特定公共サービスは、法律の規定が条例に優先して適用されることを規定することとしました。(条例第 30 条第 2 項)

丸森町公共サービス改革委員会(第三者機関)は、法第 47 条に規定する合議制の機関を兼ねるものとすることを規定しました。(条例第 30 条第 1 項)

法と条例の表現ぶりを合せるよう規定しました。

罰則規定にかかる量刑について

罰則は、地方自治法(第 14 条第 3 項)で認められている範囲の中で、法で規定されている「守秘義務規定違反」や「報告徴収義務等規定の違反」の量刑にならって、同じように決めました。このほかに、次の 2 点についても検討しましたが、最終的には除外しました。

(除外した規定とその理由)

合議制機関の委員の守秘義務について

国の場合は、監理委員会の委員は国家公務員法の適用があるため、罰則規定がありませんが、地方の場合は、条例により設けられた委員会の構成員で非常勤のものは特別職の地方公務員に該当し(地方公務員法第

3条第2号) 地方公務員法の適用がないため、同法第34条の規定に基づく守秘義務を負っておらず、公平、公正、中立の観点から条例で守秘義務を定め、罰則規定を設けることを考えましたが、本町の他の審議会等の条例で罰則規定を定めているものがないこと、また、仙台地方検察庁との協議の結果、「現行の地方公務員法においては、守秘義務違反に対する罰則を「1年以下の懲役又は3万円以下の罰金」と規定されているところ、国家公務員法は、平成19年7月6日、守秘義務違反に対する罰則の範囲が「1年以下の懲役又は50万円以下の罰金」に改正され、今後、上記地方公務員法についても同様の改正が予定されている(第168回国会において審議中)ことから、上記地方公務員法を改正する法律案の施行を持って、本条例案を施行することが望ましいと思料します。」(19年11月21日付け)との回答を得たため、除外することとしました。

職権乱用、収賄に関する規程について

行政処分の核となる重要な意思決定部分は公務員が引続き実施することから、職権乱用、収賄が起こるケースはほとんど考えられないのではないかと考えから、除外することとしました。

3 条例案作成の際に参考とした事例

条例案の作成の際には、「市場化テスト推進協議会の競争の導入による公共サービスの改革に関する条例(案)」、「足立区における公共サービス改革の推進に関する条例」を参考にさせていただきました。(その他、内閣府公共サービス改革推進室から助言等をいただきました。)

対象業務について

1 対象とする業務の種類(法特例とそれ以外のもの(根拠法令))

法特例の業務

法第34条第1項第1号から第6号に規定する証明書(窓口6業務)

住民税課税・非課税証明書については、地方税法施行令第6条の21の第1項第1号「納付し、又は納付すべき額として確定した額」(これらの額のないことを含む)に該当しますので、これは特定公共サービスに当たります。

法特例以外の業務

- ・町長が作成する身分証明書（根拠法：地方自治法第2条第3項の自治事務）
- ・町長が作成する所得証明書（根拠法：地方自治法第2条第3項の自治事務）

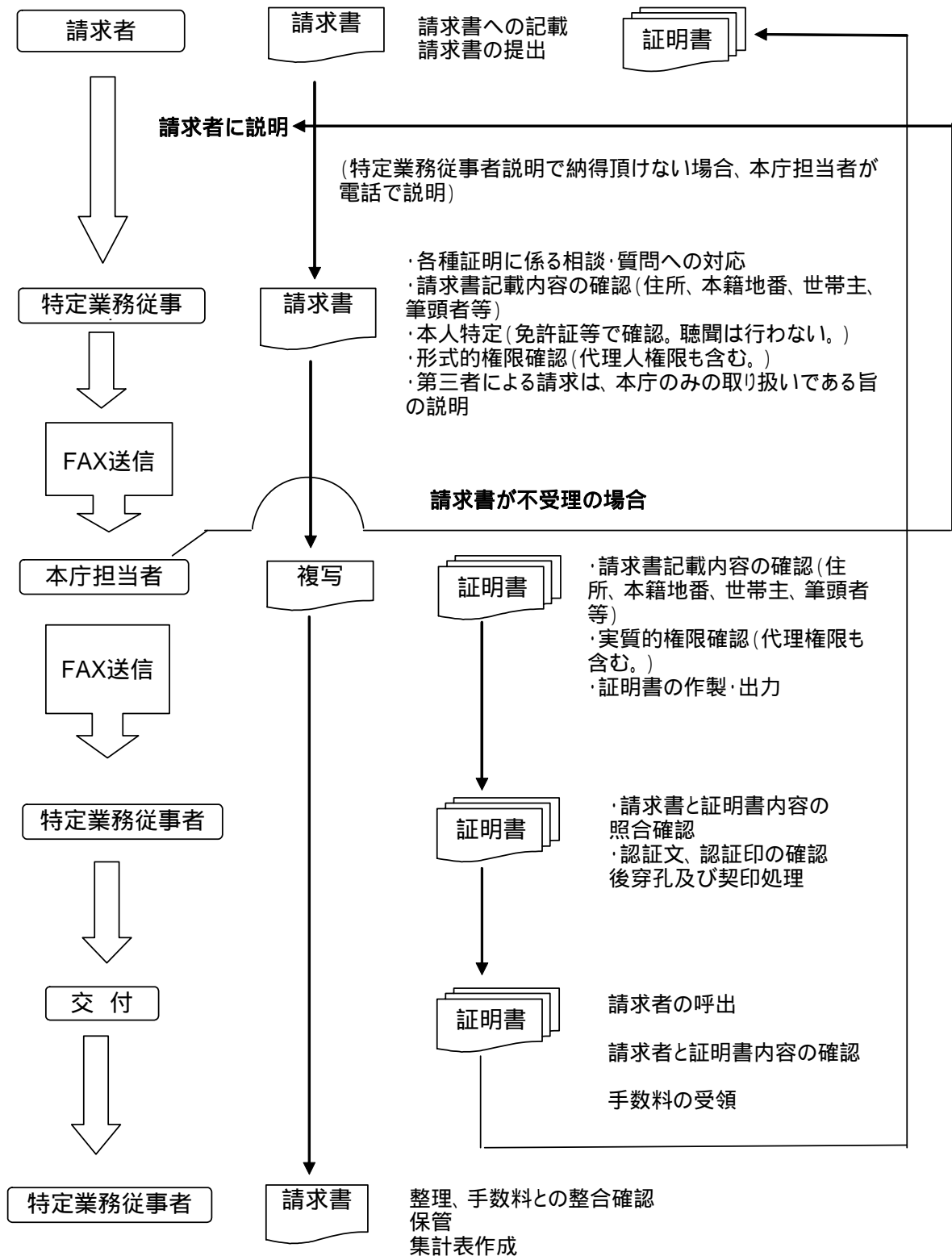
住民税所得証明書（根拠法：地方自治法第2条第3項の自治事務）については、同施行令同条同項第6号「その他総務省令で定める事項」を受けて同施行規則第1条の9第2号「前号に掲げるもののほか条例で定める事項（手数料条例も含む）」と定められているので、町の条例でこの「所得証明書」を定めていれば（又は定めれば）、特定公共サービスに該当します。

（付随する業務）

- ・証明書等の交付請求書の受付に伴う当該請求（申請）書（以下「請求書」という。）の記入漏れ等の確認並びに当該証明書等の交付の請求を行う者（以下「請求者」という。）の本人確認に関する業務
- ・証明書等の引渡しに伴う手数料の徴収、保管及び当該手数料の町への送付
- ・証明書等の交付の請求に係る書類等の管理及び報告
- ・証明書専用用紙及び契印その他町から貸与された物品の管理
- ・その他証明書等の交付請求の受付引渡し業務に関連する事務等

2 民間委託する業務の範囲

「証明書等の交付請求の受付引渡し業務の処理フロー図」
(業務委託後の実施方法)



市場化テストを進めるにあたっての課題、留意したこと

現在、町では、「丸森町における公共サービス改革の推進に関する条例」を制定し、段階的導入を図る上で、「7出張所における戸籍・住民票・税務証明書等の受付・引き渡しサービス」について、市場化テストの実施に向けての検討をしています。

次の段階としては、市場化テストを実施する前には、あらかじめ行政評価などを活用した業務の選択をすることとしています。

ここで市場化テストを進めるにあたって問題となると考えているのが、町側で市場化テストにかけたい業務と、民間等で受託したい業務が、業務量・業務範囲を含め、異なるのではないか、ということです。双方の考え方の違いにどう対応していくかということが、今後の課題となると考えています。